

平成30年度 随意契約の公表(教育総務部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの随意契約
【教育総務部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
教育政策課	八尾市立小学校普通教室等空調設備整備工事	平成31年2月28日	株式会社 九電工 関西支店	大阪市中央区南船場2-9-8	1,379,160,000円	本件は、大規模な工事を短期間で実施する必要があるため、民間事業者のノウハウや創意工夫等の活用により、コスト縮減配慮も踏まえた工期短縮が求められる。そのため、発注方式については、価格のみによる一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式による業者選定が妥当であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
生涯学習スポーツ課	八尾市立屋内プール熱交換器プレート取替修繕	平成30年11月5日	ジョンソンコントロールズ株式会社 大阪支店	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス27階	2,926,800円	契約先である同社は、熱交換器の保守を担っている業者であり、熱交換器プレート交換・調整作業については保守業務と不可分であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
八尾図書館	カスタムデザイン読書通帳	平成31年2月2日	株式会社内田洋行 大阪支店	大阪市中央区和泉町2-2-2	1,328,400円	図書館情報システムと連動して導入した読書通帳機本体が同社製であり、確実に使用できる読書通帳である必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化財課	愛宕塚古墳台風被害に伴う倒木処理業務	平成31年2月12日	株式会社明香園	八尾市山畑92-5	982,800円	台風21号による被害を受けた府史跡愛宕古墳について、石室の損壊など2次被害を防ぐため応急に倒木した樹木を伐採・撤去する必要がある、当該業者は古墳を損壊することなく安全かつ迅速に処理できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化財課	心合寺山古墳倒木伐採業務	平成30年10月25日	株式会社稲田香樹園	八尾市服部川3丁目80番地	1,681,344円	台風21号による樹木の折損等の被害を受けた国史跡心合寺山古墳について、墳丘等損壊の2次被害の防止及び利用者の安全確保のため、緊急に折損樹木の伐採・除去を行う必要がある、当該事業者は古墳の樹木の状態を把握しており安全かつ速やかに処理できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)